

八代生活環境事務組合公告第28号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定により、八代生活環境事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定したので、同条第8項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月18日

八代生活環境事務組合管理者 藤 本 一 目



八代生活環境事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和元年12月

八代生活環境事務組合

総務課

■ 目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	8
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」といいます。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2017年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

八代生活環境事務組合においても、施設の既設照明をLED照明に取り替えること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

(1) 目的

八代生活環境事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「八代生活環境事務組合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、八代生活環境事務組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

八代生活環境事務組合事務事業編の対象範囲は、八代生活環境事務組合の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

八代生活環境事務組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

2017年度を基準年度として、2019年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2023年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2017	…	2019	2020	2021	2022	2023	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間										

図1 計画期間のイメージ

(5) 八代生活環境事務組合事務事業編の位置付け

八代生活環境事務組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

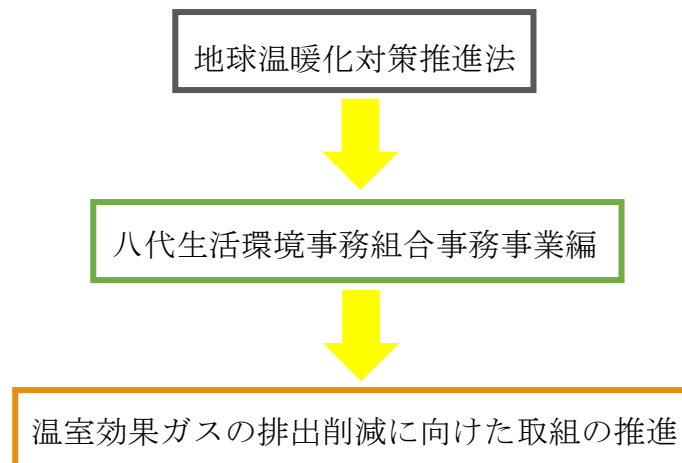


図2 八代生活環境事務組合事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

八代生活環境事務組合（以下表1及び図3において「組合」といいます。）の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2017年度において、1,528 t-CO₂となっています。

八代生活環境事務組合の施設別では、次のとおりとなっています。

表1 施設別二酸化炭素排出量（2017年度）

施設名	担当課等	CO ₂ 排出量 (t)	構成比 (%)
組合クリーンセンター	クリーンセンター	946	61.91
組合衛生センター	衛生センター	308	20.16
組合斎場	総務課	96	6.28
椎屋浄水場	水道工務課	59	3.86
その他上水道施設	水道工務課	53	3.47
一般廃棄物最終処分場	クリーンセンター	39	2.55
組合庁舎	総務課	20	1.31
組合庁舎（水道）	水道工務課	7	0.46
計		1,528	100.00

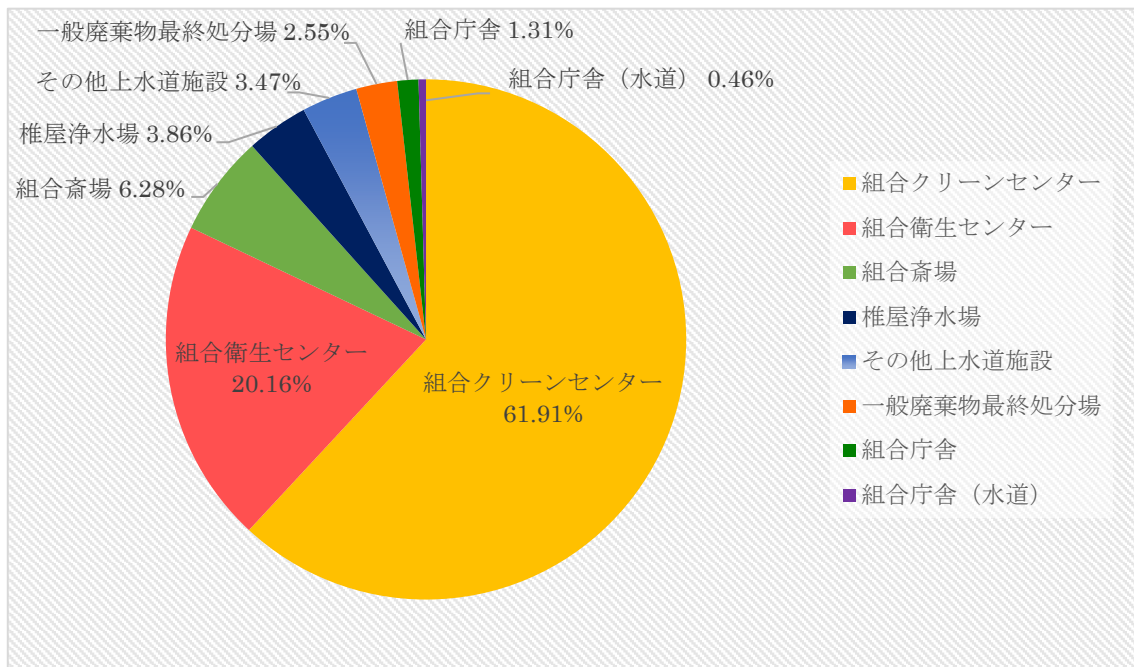


図3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）

また、エネルギー種別では、次のとおりとなっています。

表2 エネルギー種別構成比（2017年度）

エネルギー種名	構成比 (%)
電気	86.31%
重油	6.38%
灯油	6.15%
ガソリン	0.84%
軽油	0.26%
液化石油ガス	0.06%

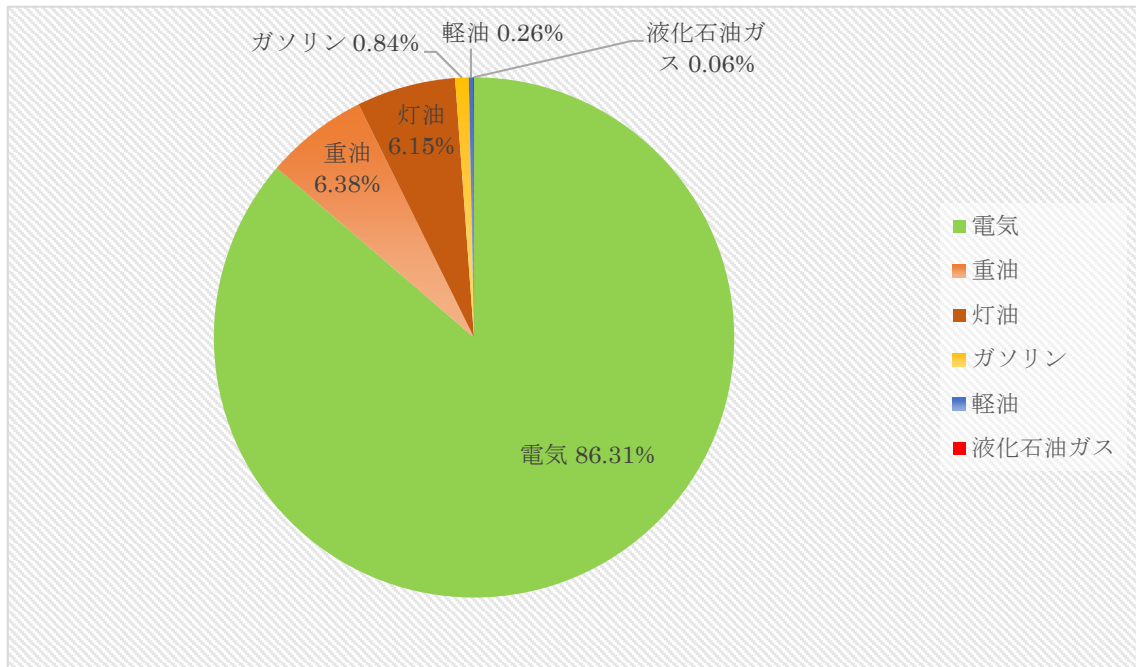


図4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、八代生活環境事務組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2017年度）比で26%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2017年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,528 t-CO ₂	1,131 t-CO ₂
削減率	—	26%

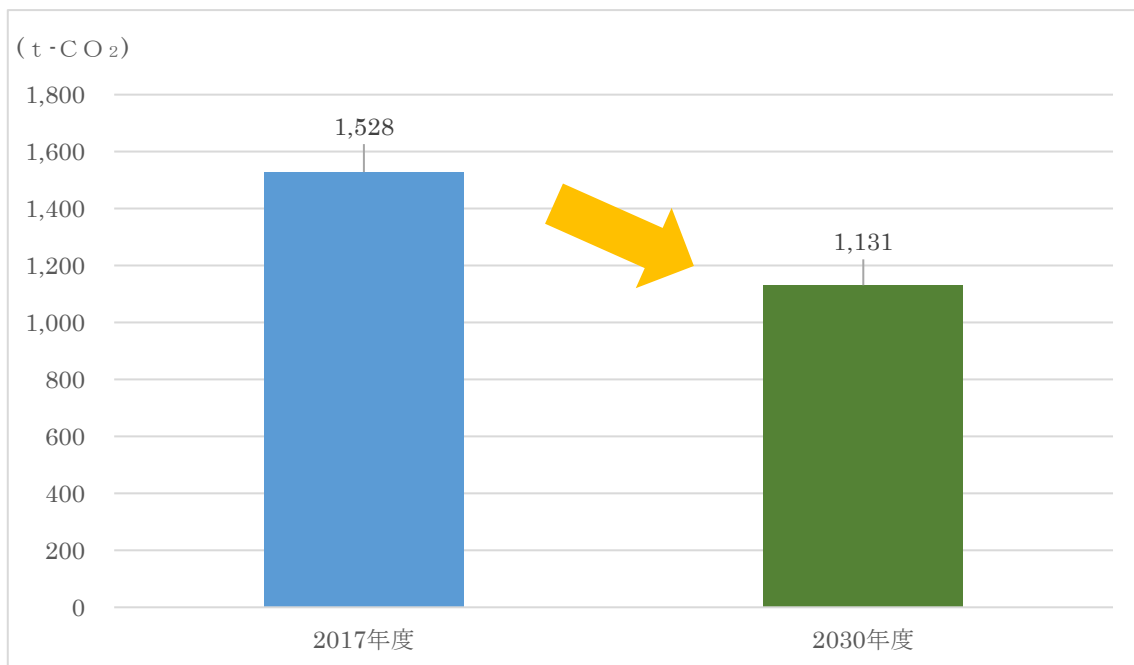


図5 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。燃焼機器等は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。

- ・ 自動販売機の照明は消灯します。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・ 施設のLED化を進めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・ 「八代生活環境事務組合グリーン購入基準（仮称）」の策定に向けて検討を進め、当該基準に基づいた物品や低公害車等の調達を目指します。
- ・ 「八代生活環境事務組合電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ・ 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・ 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・ 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・ 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・ 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑥ その他取組

「エコ通勤優良事業所」の認証を目指し、マイカー通勤者に対して、徒歩、自転車、公共交通機関等での通勤の呼びかけを実施するとともに、ノーマイカーデーを毎月実施します

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

八代生活環境事務組合事務事業編を推進するために、事務局長を委員長とする「八代生活環境事務組合地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 八代生活環境事務組合地球温暖化対策庁内委員会

事務局長を委員長、次長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。八代生活環境事務組合事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 八代生活環境事務組合地球温暖化対策庁内委員会事務局

総務課長を委員会事務局長とし、総務課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

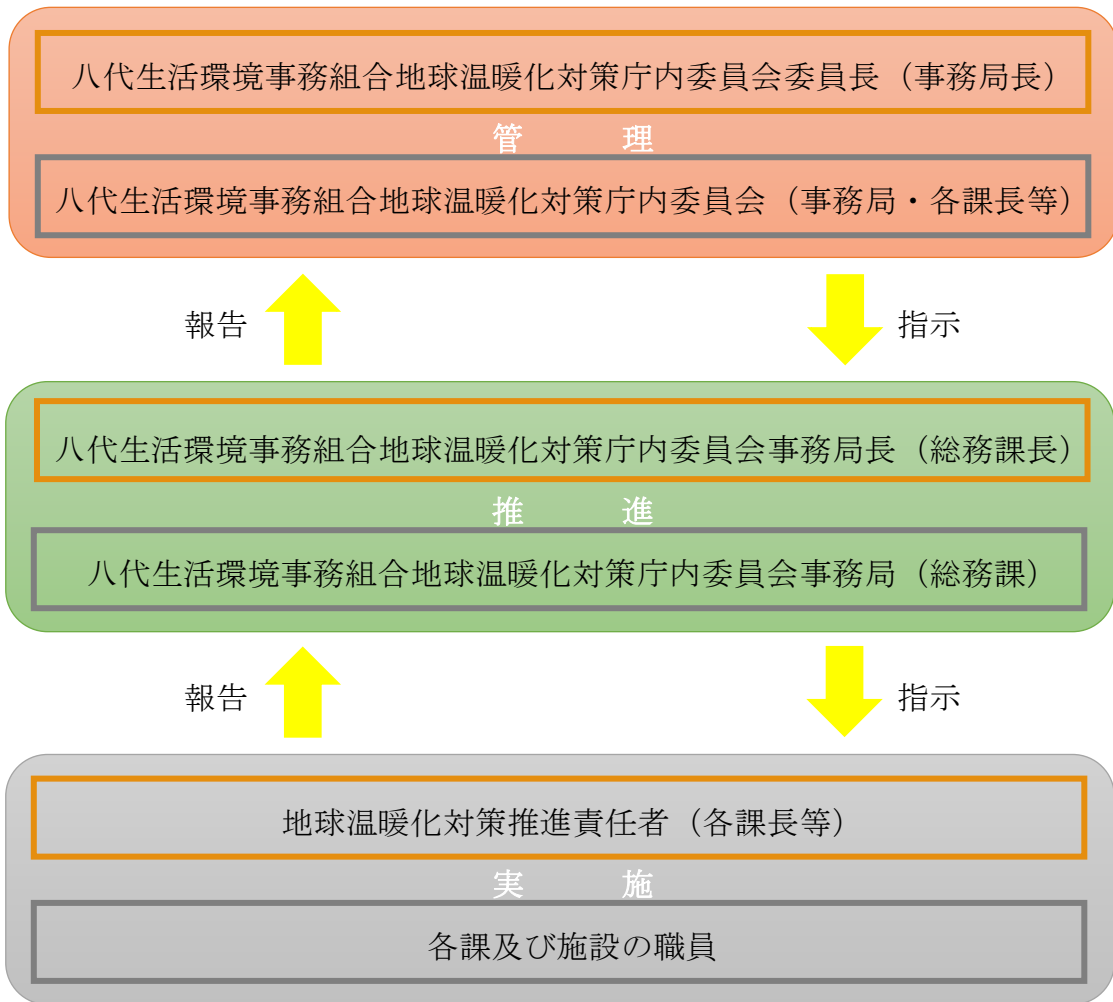


図6 八代生活環境事務組合事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

八代生活環境事務組合事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、八代生活環境事務組合事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のP D C A

八代生活環境事務組合事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるP D C A

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2023年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2024年度に八代生活環境事務組合事務事業編の改定を行います。

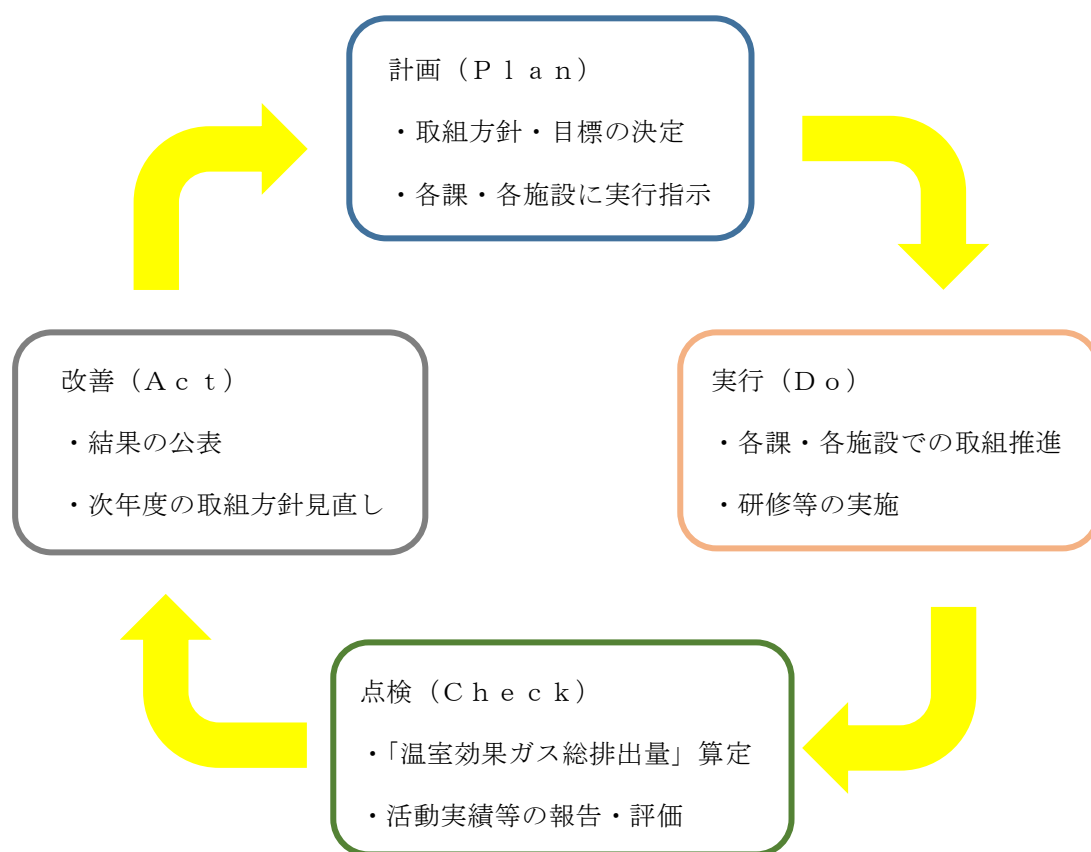


図7 毎年のP D C Aイメージ

(3) 進捗状況の公表

八代生活環境事務組合事務事業編の進捗状況は、八代生活環境事務組合のホームページで毎年公表します。